

でもお断りになるというのは、むしろリーチアウト型といいますか、そこはある種の潜在的リスクがあるのだというふうに行政は考えて、これはむしろ健康から入る方がいいのではないのでしょうか。さっきの脳卒中の話ではありませんが、いいのではないかと思っていますのです。

そういう何か入り方があるけれど、割とプッシュ型というのでしょうか、うまい意味の世話やき型といいますか、いい意味のおせっかい型、行政はそこは申請主義だからようやらないのだけれど、やはりいい意味のおせっかいをすることがいろいろな意味で社会的にも御本人にもという、そこら辺の理屈を皆さんで考えていただくと大変いいかと思います。

○伊藤委員 私ども、おせっかい事業と言っています。

○永井委員 全国老人クラブ連合会の永井です。友愛活動、相互支援活動ということで、友愛活動であったり、友愛訪問であったり、早く言ったら少しおせっかいかもしれませんが、その家に伺って安否を確認するということをやっています。

「孤独死」と言いますけれど、高齢になり御夫婦二人が年をとって、お互いに助け合いながら暮らしている人も多くいます。その方々は、どちらかの伴侶が具合が悪くなると、残された伴侶の方が面倒を見なければなりません。

先日、老人クラブの女性委員会で本委員会の報告をしたところ、全国の女性委員の中から、御夫婦共倒れで亡くなってしまい、しばらく誰にも気づかれなかったという事例が報告されました。お二人でいらっしゃるものですから、「ちょっとみかけないね」といっても、お二人で旅行に行っているのかといった甘い考えでお伺いしなかったら、お二人で倒れて亡くなっていたというのです。「孤立死、孤独死」といって夫婦で助け合って暮らしているところには、そういう目がちょっと向いていないのではないかというご質問がありましたのでお話しをさせていただきました。

友愛活動というのは、おせっかい活動ともいいます。これから高齢期に向かいますと、老人というのはせつない毎日を暮らさなければなりません。年をとってくるのも嫌ですし、友人が亡くなっていくのも嫌です。高齢期というせつないときに、女はどうもおせっかいだとか出しゃばりだとか言われますが、上手なおせっかいをしましょうと、私たちは日夜活動を続けております。

○高橋議長 ありがとうございます。どうぞ。

○飯田委員 千葉県です。つながりの確保ということがポイントになってくるかと思いますが、私の発言は、多分に前回おいでいただいた常盤平の中沢氏の影響を受けておりますが、

氏が言うことは、今までずっと取り組んできた重みがあります。つながりの確保の第一歩は「あいさつ」ではないかと。あいさつについては、突き詰めると家庭教育や学校教育という視点から入ってくるところもあると思います。つながりを確保するに当たって、先程お話しがありました網かけなどいろいろな議論があると思いますが、第一歩として、提言の中で「あいさつ運動をしよう」という視点というのは実際取り組んできた方の言葉の重みとしてあると思います。

みんなであいさつをしていこうと、あいさつすること自体嫌だという人もいるかもしれませんが、自然にあいさつをしていけばそのうちあいさつをすると、それが網かけという視点も必要かもしれませんが、自然なつながりという視点からとらえていくことは非常に大事ではないかと思います。かなり中沢氏の影響を受けていますが、その辺もちょっと含めて考えていただければありがたいと思っております。

○高橋議長 ありがとうございます。

孤立という議論をよく考えて見ると3つぐらいの次元があります。一つは孤立、英語で言いますとアイソレーション (isolation) ですが、隔離という意味もあります。要するに物理的な生活の形態として離れて暮らしているという意味があります。孤独というのは、多分関係がない、関係が切れてしまう、要するに外との人間関係や社会関係が切れている状態という意味です。もちろんそれと関係して、寂しいという心理的な意識の次元があって、昔これを言いますと年が知れますが、「連帯を求めて孤立を恐れず」なんていう学生運動のキーワードがあったのですが、それは要するに物理的には一人孤立していても、社会関係が豊かならば、それは寂しくないしそういう問題はないのだということです。

居住形態だけを見てもこの問題は解けない。逆に一人暮らし老人対策と言ってしまうと、そこら辺が間違えるのです。そういう意味で、実は孤独の問題というのはむしろ同居世帯の方が深刻かもしれないということもあります。けどはっきりしているのは、社会関係から切れた形で生活をする方々がいろいろな形でふえてきていて、これが社会問題の的にとらえればインクルージョンや社会的排除、社会の隅に追いやられるという問題ですが、実はそうでなくて社会の中でそういう関係ができています。その第一歩は、今飯田委員がおっしゃったようなところから始まる。

まずは関係というのは、相手の方を知るということからしか始まりようがないので、そんなことを今思いました。

単なる孤立が問題ではないと思うのです。その証拠に、ヨーロッパは8割が一人暮らしです。老人夫婦も含めて8割です。日本は子供と一緒に生活するのがあって、長い間の同居、これもイデオロギーにしか過ぎないと思っているのです。だからといってヨーロッパの孤立、孤独の問題というのは、そういうことを前提にして議論をずっとしてきた国です。そこら辺のことを少し考えたいと思います。

孤立に耐える文化となかなかなじめない文化がどうもあるかもしれない。昔ヨーロッパへ行ったとき、ヨーロッパのソーシャルワーカーは、一人暮らしが当たり前だけれども、日曜日や休みになると、お年寄りが着飾って外出するかしないか、社会との関係があるかどうかというのが、援助を始めるか始めないかの非常に重要なポイントなのだということが言われました。お化粧をしなくなったら危ない、おしゃれをしなくなったら危ないというようなことを聞かされて、ああ、孤立といいますか一人暮らしが当たりの文化ではそういう見方をするのだと思いました。今までは一人暮らしそのものが問題だと僕らは考えるのですが、一人暮らしが当たりの社会では、そういう考え方をするのだと思ったこと

があります。ごめんなさい、大事な時間をしゃべり過ぎました。どうぞ。

○野中委員 高齢者の方々を診察することが多く、いろいろな方がおられます。「こんなに年にとって、耳が聞こえにくくなった、ひざが痛くなって嫌ですね」という言葉が意外と多いのです。多様な状況の人がいると思うのですけれど、今回の人たちも多様な状況だと思います。

病気を抱えた人、病院から退院した人に会って最初に言われるのは、「先生、こんなみじめな形になって世の中の人と会いたくない」ということを言われるわけです。そういう方々に対して、私たちはケアマネと協力しながら訪問診療や訪問往診、ヘルパーさんたちがいろいろなことをやっているわけです。最終的にその人があきらめた境地から、もう一回地域の社会に出て行こうという気になるのは、私たちの診療行為といったものではありません。地域をもう一回思い出して、地域に出て行っても、車いすの姿になってもいいのだ、それよりも昔から知っている人たちに会いたいという気持ちが、あきらめた気持ちから勇気をもってくれるのです。

そういう社会になることが大事であって、個人にいくら孤立にしておくことのデメリットを変えようといろいろなことをやっても、社会がもっとそういう人たちを受け入れる、「すみません、助けてください」と言ってもらえる社会が、だから変わるのは実は私たちの方が変わるべきであって、その人たちにこうするといった視点も、今までの価値観と違いますか先ほど言われたあいさつの話も、そういうことになってからあいさつしても、昔からあいさつをしていればあいさつをするのは簡単です。そういう部分が、もっと本当は現場の私たちがどう変わるかという話としての視点も大事だなということは議長の話を聞いていても思いますし、現場の患者さんたちを見ていてもそういうふう思うので、ぜひそういう視点も入れていただけたらと思っています。

○高橋議長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。

閉じこもり症候群対策というのは、マンションなどは、今共有部分のバリアフリーの議論が出ています。相当管理組合の方々は、出やすい環境をつくるということにも関心が高まっていると思います。マンションで先ほど少し御報告をいただきましたが、何かコメントがありますか。

○大蔵委員 そうですね。今お話をお伺いする中で、マンションですとどうしてもお一人の方は、居住形態が余り広い部屋を持つマンションは少ないものですから、どちらかといいますと家族は高齢化に伴ってお二人になり、それからお一人になるということが考えられていると議論していました。お一人になった方と、その方を周りが、例えばその方と管理業者という相対の関係はいろいろと考えられていますが、今回御報告させていただいた中にも入れてありますが、管理業者と管理組合という組織、管理業者と例えば行政といった周りの見守る方々のつながりというのが、議論といたしますか書かれればいいのかと思います。

相対でのつながりというのはいろいろ議論されるころだと思いますが、周りの方の見

守る方のつながりというのは、管理業者もどこにどう橋渡ししていいかわからないという実態もありましたので、そういうところが見られれば、あるときにイベントやお祭りといった情報がマンションに掲示板に掲示されて、お一人の方がそれをごらんになって、興味を持って外に出ていただく。そのときにエレベータがないところにエレベータがつけられたとか、出やすい環境になっていて地域に参加できるようになれば、一つの方法かなという感じを持っています。

○高橋議長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。

○渋谷委員 先ほど高橋先生が、グレーゾーンやリスクを持っている人というお話をされました。そこにあてはまる方がどういう人なのかということを知らせるだけでも結構意味があるのかと思います。先ほどの夫婦世帯の方でも、確かに二人仲良くですが閉じこもってしまう方もいて、お医者さんの目からみても、うつなどがあるという場合もあると思うので、そういうことを少し知らせるだけでも活動している人にとっては非常にいいのではないかと思います。

特に中年者のことですが、実態が書いてありますがどうするかということは何も書いていません。だれに聞いても中年者の孤独死という問題でどうしたらいいのか決定的な答えがないとおっしゃるので仕方がないと思いますが、しかしそういう人もリスクがあるのだと、こういう人はリスクがあるのだということを知らせることは多分意味があるのかなと思いました。

○高橋議長 リスクという考え方で、孤独死リスクといいますか、そういうことで少し議論が広がれば、要するに要援護でも一人暮らしで完全に必要なんだというふうにわかっていないけれども、リスクを持っている人がどれだけいるのかという、そこら辺を何か。後は、先ほどの何人かの御発言で、見守り仕掛け人というのでしょうか、やはり世話やきがいる、マンションだって管理人さんもそうですし、管理組合の理事長さんもそうですが、そこら辺のキャラクターは結構あります。民生委員さんの活動も多分そうだと思うのですが、老人クラブはまさにそうです。割と新しい販路開拓型仕掛け人みたいな、要するに今までずっと関係のあるところだけを議論しないで、やっぱりちょっと声をかけてみようよという形で少し広がっていくようなキャラクターの仕掛け人といえますか、そういう方をいろいろな形で応援していく仕組み。そうすると、そこでやはり個人情報の問題をもう一度考えたいのです。

要するに「決まり」だからとかそういう世界ではない、生活の共有をしていく上での情報というのは、固いハードの話でなく考えられないかと思います。本当に、「過剰反応」というのは一方で言いますと、行政の方も出すといろいろな波風が立つので防衛的になるところがどうしてもあるので、そこら辺の最適バランスをどう求めるかということですね。

昔は住民票を閲覧すればすぐわかったわけです。それも制限といえますか、一人暮らしかなと、それを悪徳業者、セールスも含めて閲覧して見つけてということをやっている意

味では開示情報であります。住民票の閲覧を、ある時期までは非常に自由に見られた時代がありました。それもいろいろそれぞれの自治体の判断で、何でそれを見るのかということ制限をかけるようになってきましたが、そこら辺何か少し知恵を出せないかと思いますが。どうぞ。

○兼松委員 いわゆるコミュニティづくりというのは、もう原点に返って、これが一番肝心ではないかと思うのです。我々自治会とか町内会というものがコミュニティ、地域を束ねる組織だと思っております。このネーミングにもありますように、高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議ということですので、しからばこの中にもたくさん民生委員・児童委員という表現があります。

御存じのように民生委員は、全国的に見まして250から300世帯を受け持っております。そういうことで自治会もまたがる場合もあります。民生委員さんに、加重をかけていくのは民生委員さんにとっても大変ではなかろうかと思えます。どうしてもこういう提言をしようということになりますと、民生委員は厚生労働大臣が委嘱している関係もありまして、どうしても多く出てくるのだらうと思えますが、いわゆる高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりは、自治会と民生委員が常に連携をとっていけばいけると思うのです。

民生委員がこういう仕事をする、自治会がこういう仕事をするといいますが、これはマニュアルには書けないと思うのです。それぞれ地域性もあります、伝統もあります、県民性もある、こういうことで自治会が一番気を使うのは、地域の実状にあったコミュニティづくりということをいつも考えているわけです。これだというのは、なかなか難しいのではないかと思います。

そういうことからして、話が飛躍しますがどうでしょうか、個人情報保護法、保護法と言って法律、法律と言っているわけですが、私はこう思っているのです、我々としては個人情報保護法は勉強しておかなければいけませんけれど、常識的な活動をやっている、法律には個人情報保護法のみならずおおむね法律に違反することはないと思えます。これは昔からこういうことを言われているわけですが、その前にどうしても上滑りな表面的な対策ということより、孤独死はいわゆる低所得層、慢性疾患を持っている者といったどうしても社会的になじまない人、こういうことが微妙に左右してこういう問題が起こると思うのです。

特に日本は御案内のように平均寿命も高いということで、高齢者の社会の孤立的がどんどん進んでいるということは紛れもないのでございますが、見守りということもよく言われますが、これもやはり行政に対しては表面的な対策を都道府県においてやっている傾向がありますので、先ほどからお話が出ておりましたが、日本の古来の文化である数世代が同居する伝統的な家族観、親と子などの人間関係がどう崩壊していくか、この辺のところを見据えなければ、孤独死の本質的な解決にはならないと思うのです。そんなことを感じました。

○鷺見委員 私たち現場にいる人間にとってみますと、民生委員さんたちの存在は非常に大事ですが、実際に民生委員さんたちから我々に相談に来るということは比較的少ないのです。逆に我々が民生委員さんのところへ行って、「この方はどうですか」といったような情報を得ることが結構多いのです。

先ほどの新宿区の方の網かけの話もそうですが、やはり確実にそこに繋がって、そしてその先が、継続的に支援ができるといったところがとても大事になってくると思うのです。ですから、そこは例えば民生委員さんであるとか地元の人がおかしいとか、ちょっとこの人はと思ったときに、実際にはどこにつながるのかとかその先、やはりその御家族であるとか、その方が生き生きすること、要するに元気になっていただくことが目的なわけです。そこにつながるにはどこにつなげばいいのかといったところが、今回は地域包括支援センターといったところがその目玉にはなっているわけです。実は、地域包括支援センター自身も今苦しんでいるところだろうと思うのです。ですから、そこを我々自身が、みんなが一歩ずつ踏み出してぜひ情報をいただきたい。

そうなったときに、じゃあ民生委員さんには情報を出せて、ケアマネジャーには出せないのかとか、じゃあケアマネジャーが、実際にあるケースですが、ここの情報を民生委員さんがケアマネにくださいと言ってくることもあるのです。そうすると、そのあたりは結構微妙です。ケアマネジャーは個人と契約をしていますが、それを民生委員さんに出していいですかというのは、逆の意味でもまた難しいところがあります。このあたりをスムーズにいくといったところが一番かぎになるのかなと日ごろの業務から感じます。

○高橋議長 ごめんなさい、ちょっと個人情報保護法の話は、実はあれは4千件の情報を取り扱い事業者で、それ以外は適応、だから個人情報保護法が適用されるのはほとんどないのです。むしろ問題は守秘義務です。

○園田委員 そうです。

○高橋議長 それは公務員の守秘義務と専門職の守秘義務、いわゆる信用失墜行為と言われている世界です。そうすると個人情報保護法があるからだめだというのは変な話です。大部分は、町には個人情報保護適用事業者なんて関係ない世界ですから、むしろプライバシー意識と守秘義務の関係というふうにして、個人情報保護法のせいにするのは基本的にやめた方がいいし、個人情報保護法の適用除外になっているケースの方が圧倒的に多いので、むしろそういうふう議論を立て直した方がいいかと思います。お話を伺って気がつきました。そこら辺は整理をした方がよろしいかと思います。

個人情報保護法はだしに使われている、それを過剰反応と。もちろん精神は目的外利用をしないとか、その上で情報を共有しようというのが、実は個人情報保護法の趣旨にもかかわらず、プライバシーを人に知られたくないというのと情緒的反応がそれと連動して、それからそれが守秘義務違反ということがそれにかぶさって、そういうことが起こっていると。それをやはり一つ一つ解きほぐすことが必要ではないでしょうか。

孤立死の問題はどうしても、その問題はある程度目配りをしながら、しかし生活の中

で知らせをどう、気づきをどう地域の人たちで一緒に持つかという仕組みをどう考えたらいいかといった課題提起ができたらいいいと思っております。何か、個人情報保護はそんな整理でいいかと思えます。

○天野委員 皆さんいろいろなお話で、聞き入るばかりでまことに恐縮です。我々から見ますとこれは悪意の言葉にとらないでいただきたいのですが、今対象になっておられる方はいずれにしても「かたくなな人」です。良質、悪質は別です。何らかによって、価値観の求める、それは物であったり人であったり、それは皆異なります。それを解決するには、我々の経験からいいますと、まず一つは「さりげない」ということです。押しつけたり、あるいは大上段に構えますと、向こうは拒絶反応を起こします。ですから、まず「さりげなく」ということです。

そうすると、やはりタイミングです。タイミングを見つけるには、それは物によってのタイミングもあります。その人、その人によって、今こちらで話が出たようにお料理の問題で、これをチラシか何かで流れたのを見て「これはいい方法を覚えた」といって、その人と会いますと心を開いてくれます。そういう意味でいいますとタイミングです。そのタイミングを見つけるのには、やはりだれかが、みんなが無償でそしてその人を見守るということが絶対必要だと思います。何かのきっかけでタイミングが合うと、案外ポロッとかたくなな人でも全面的に心を開いてくれます。

私たちは、今御心配していただいておりますけれども、おっしゃるとおり 250 件そこそこ持っております。地域によっても異なりますが、必ずそれぞれ自分のアンテナを持っております。必要であろうなという人の御近所の方とのコミュニケーションを持っています。そしてその人から連絡をいただきます。我々専門職ではございませんので 365 日見回ることにはできません、そういう意味で人の助けということを行っております。

そこまでは我々もわかっていますが、そうしたらそれに対する良薬は何かといったらわかりません。ですから、野外音楽を聞いておれば歌の知らない人でも自然に口ずさんで出てくるように、社会全体が何かを根気よく仕掛けるということしか仕方がないのではないかと思ったりするのが私見でございます。

○高橋議長 ありがとうございます。非常に示唆に富むご発言をちょうだいいたしました。

事務局の方で、これからまとめていく上で、こんなところを委員の皆様から御意見を伺いたいということがありましたらどうぞ。あるいはそれぞれの省庁の立場で結構です。

○厚生労働省（井内） 先ほどの情報の把握のところについては、確かにいろいろと抜けているところもあります。本当にざくつとした形での今回の整理で、資料としてつくらせていただきました。非常に御指摘の点は大事なことだろうと思っております。

それから今お話のあった中で、要援護者という人、要援護者にいく手前の人をどうするかというようなことですか、民生委員の天野委員からもお話がありましたが、対象者については、積極的に施策の中に入れていただくような方のための施策を進めるということとプラスして、それでもひよつとしたら入ってこない方については、また違うアプローチ

の仕方があるのかなという感じがしました。そういったことを複合的に、もしやっていくということであれば、そういうことも考えられるのかと思っております。

きょういただいた中の御意見は、非常に示唆に富むものが多かったものですから、今のまだスカスカのところについて、どんどんはめていけるものがあつたと考えております。

○厚生労働省（藤崎） 先ほど園田委員から御質問がありました。例えば平常時と災害時で書き分けたという御質問がありました。私どもの出した通知は、関係部局、老健局、児童家庭局、社会援護局、それと障害保健福祉部という連名で出しています。災害に起きたときに要援護者の把握がスムーズにいけないということを出しました。ということで災害時に少し重きを置いています。我々としては、やはり平常時にそういう把握ができていくことが重要であるというのが一つです。

それから地域福祉計画に盛り込む内容として、具体的にどういう把握の方法があるかということを通知で示しています。行政資料として持っている介護保険認定情報とか自立支援の障害認定区分ですとか、妊婦さん、母子世帯というのは行政で情報を持っています。行政で持っていない部分は、例えば日中だけ一人暮らしになっている方、病弱者を抱えた高齢世帯、先ほど出ました高齢夫婦世帯、そういったのは民生委員さんの活動の中から情報を得るとか、それから自治会、町内会で御近所のおつき合いで困った人を把握するといったいろいろな方法で要援護者を見つけていく、そして名簿を作成していくということをも具体的に通知の中には書き入れていることとお話しさせていただきます。

○高橋議長 ありがとうございます。事務局、何か御発言がありますでしょうか。

一つは、今ずっと文脈は、地域での自発的なさまざまつながりであると整理されました。そういうものをどうつくっていくかということが本筋ですが、やはりそこには仕掛け人といえますか、きちんと対応できる、これは行政の力なのだと思うのですが、従来の給付行政型ではない、「地域づくり型行政」だと思いますが、「仕掛けづくり型行政」というのでしょうか、そういうのが一つの政策として関与せざるを得ない。

もう一つはずっと出ていましたリスク管理ですね。リスクマネジメント、これは災害時は省庁ですが、言ってみれば一人お倒れになれば、検死で警察も駆けつけなければいけないし、場合によっては消防署で窓を割ってもらわなければいけないと、いろいろなことで言えば、個別リスクと集合的に地域で発生するリスクの対応という、そこら辺の話とその裏には何と言っても社会的費用が発生するのです。おれは勝手に死ぬんだと言っても自分でお葬式は出せません。やはり社会的な人様のお世話になってしか自分の幕は閉じられない、要するに自助の限界というのは明らかにあります。そこを今までは家族で補っていたのが補い切れなくなってきたから、そこをどうしようかということでもう一回、地域、人のかかわりやつながりを見直しましょうというのが全体の状況です。

そこら辺の視点をうまく、そしてそこに地域づくりの最終的に究極的責任を持つのは行政といえますか、新しい公共とか住民との共同という意味でのものかと思えます。そんなことも含みを持ちながら、少しそこら辺の問題を考えていく。



どうしてもこれは、市町村の仕事ではないという感覚をお持ちの方もまだまだいますが、ここにきょう御列席の千葉県や新宿はそういう意味では、非常に先駆的に取り組んでいた委員の方々です。そうするとやはり共同をどうつくっていくか、その中で先ほどの情報を、そういう共同の関係があれば、それは後ろ指をさせる市民に説明ができるとしたら、やはりきちんと出していくといった空気ができてくるに違いないので、間違っただけのことを、そういう意味で言えばそこら辺の空気づくりが共同の関係が「あるか、ないか」なのかなと伺っていて思いました。

そういうことを、どういうふうにつくっていくかというような形の提言が一つのポイントになっていくのかと、きょうの全体をもってまとめさせていただければと思います。

なお、何か御発言があれば、どうぞ。

○野中委員 もう一つ大事なことは、地域包括支援センターや介護保険の地域支援事業を、改めて市町村が見直すことが大事だと思います。地域支援事業には民生委員も含めた保健師、栄養士さんたちの訪問活動がきちっとたわわれているわけですから。しかし、その訪問活動に対して接するか接しないかは、その人の自由でもある現実もあると思います。

そういう仕組みを単に受け身でなく、そこに行動するというところに行政が、介護保険がある程度踏み込んだということをぜひ理解して参加していくべきだと思います。

○高橋議長 ありがとうございます。実は北九州を紹介させていただいた最大の理由はそこです。北九州の政策のベースは地域包括支援センターなのです。あそこの介護予防は、もうある意味では非常に工夫をして、主力は高齢者虐待対応になっています。それにさらに孤立死を先ほど言ったような体制をつくっています。それは行政でできること、サービスや事業者と協力しなければできないこと、それから地域の互助といいますか、その結節点として、行政が責任を持ってそこにかかわろうと決意をしている数少ない自治体の一つです。

それは一方で、生活保護のああいふ問題があったことを、こういう形できちんと再構築しようという、そこまでまだ実は行政がまだ踏み出していないところは非常に多いわけです。なぜそれをやるのか、やらなければいけないのかという議論をぜひ、実はきちんとしたケアをやれば、地域包括支援センターの活動でこれだけ給付費の合理化につながったという、そういうデータも積み上げているところがあります。北九州などはそういう計算をしています。そういうことを含めた広い意味での社会的に、コストという言葉を上上げて反発される方もいるかもしれませんが、合理的にそういう費用を適正に使い合うような仕組みにもつながっていくという、そういうことになろうかと思えます。

やはり「予防にまさる治療なし」というのは、医学の言葉から介護保険の言葉になり、高齢者虐待を実は「早期発見」、あるいは防止の法律で、どう対処するかがないわけで、やはり広い意味で予防あるいは事前的に仕組みをつくっておけば、大変なことにはならないよということを地域でどう実現するかという、それこそ常盤平団地では発見されるまで6カ月ですか、あるいは先ほどのマンションの事例でも異臭を放ってから気がつくというこ

とは、どうしてもマンションの住人の皆さんから言えば、そういうことが起こることによってそのマンションの価値低下につながるといったことにもつながりますので、何とか予防型でいきたいと思います。そういう仕組みをどうつくったらいいかという形で、次回整理できれば大変ありがたいと思っております。

事務局としては、これからいろいろ作業する上で、それぞれの委員の皆様にも御相談させていただきながら、ということでしょうか、これからの進め方を御説明ください。

○厚生労働省（井内） それでは、これからでございますが、高橋議長からもお話をいただきましたが、次回の第4回が最終回になるわけでございます。

最終回につきましては、当初13時で御案内しておりましたが、事情によりまして3月18日、火曜日の13時30分からの開催として予定してございます。今、お話がございましたが、本日いただいた御意見を受けまして、論点を整理し直しまして、またこの会議の時間が限られていますので各委員の先生方の御指摘なり、資料の作成において御協力をいただきながら、その上で高橋議長にも御相談した上で次回の資料を準備させていただきたいと考えております。

○高橋議長 ありがとうございます。また、どうぞ資料等ごらんになってお気づきのことがございましたら、事務局の方に御提案なり、宿題も含めて御連絡ください、よろしくお願いをいたします。

それでは定刻5分ほど超過いたしました。遅くまで御熱心に御討議いただきまして、大変ありがとうございます。きょうは、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

終了